



4月診療分から子ども医療費給付事業を拡大

中学生の入院費も

無 料

市では、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進める一環として、昨年度から行っている小学生の入院費用の無料化を4月診療分から中学生まで拡大します。

問 福祉課子育て支援係 ☎ 6717

十和田市子ども医療費給付事業

区分	0歳から小学校就学前の子ども	小学生・中学生
対象年齢	出生の日から6歳に達した日以後の3月31日まで ※誕生日に更新申請してください。	6歳に達した日以後の4月1日から15歳に達した日以後の3月31日まで ※入院が決定したときに子ども医療費受給資格証を交付申請してください。
給付対象医療	入院・外来医療費、調剤費など	入院医療費
給付対象額	保険給付の対象となる医療費のうち自己負担分として支払う額	
給付方法	現物給付または償還払い	

●改正内容

- ▶対象者が中学生まで拡大されます。ただし、入院のみ対象となります。
- ▶平成25年4月診療分から対象です。

●給付方法

- ▶現物給付…「健康保険証」と「子ども医療費受給資格証」を市内の医療機関などに提示すると保険給付対象医療費の自己負担分を支払う必要がありません。
※現物給付を採用していない医療機関もあります。
- ▶償還払い…市外の医療機関や現物給付を採用していない市内の医療機関で受診したときは、保険給付対象医療費の自己負担分を支払った後、診療月の翌月から4カ月以内に領収書を添えて申請してください。
※4カ月を超えると申請できません。

●「子ども医療費受給資格証」交付申請に必要なもの

- ▶子どもの健康保険証
- ▶印鑑
- ▶保護者の口座がわかるの（預金通帳など）
- ▶父母の所得課税証明書

6月までに十和田市に転入したかたは、平成24年1月1日に住んでいた市町村の父母の平成24年度所得課税証明書、7月以降転入したかたは、1月1日に住んでいた市町村の父母の平成25年度所得課税証明書が必要です。

●対象者の要件

- ▶十和田市に住民登録のある中学生までの子ども
- ▶保護者の所得制限があり、所得制限限度額未満であること

扶養親族などの人数	所得制限限度額
0人	2,342,000円
1人	2,722,000円
2人	3,102,000円
3人	3,482,000円

- ◆扶養者が4人以上の場合、限度額は1人につき38万円加算
- ◆保護者の所得額から8万円控除（ほかにも控除できる場合有）
- ◆老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合、限度額は1人につき10万円加算
- ◆16歳以上23歳未満の扶養者がいる場合、限度額は1人につき15万円加算